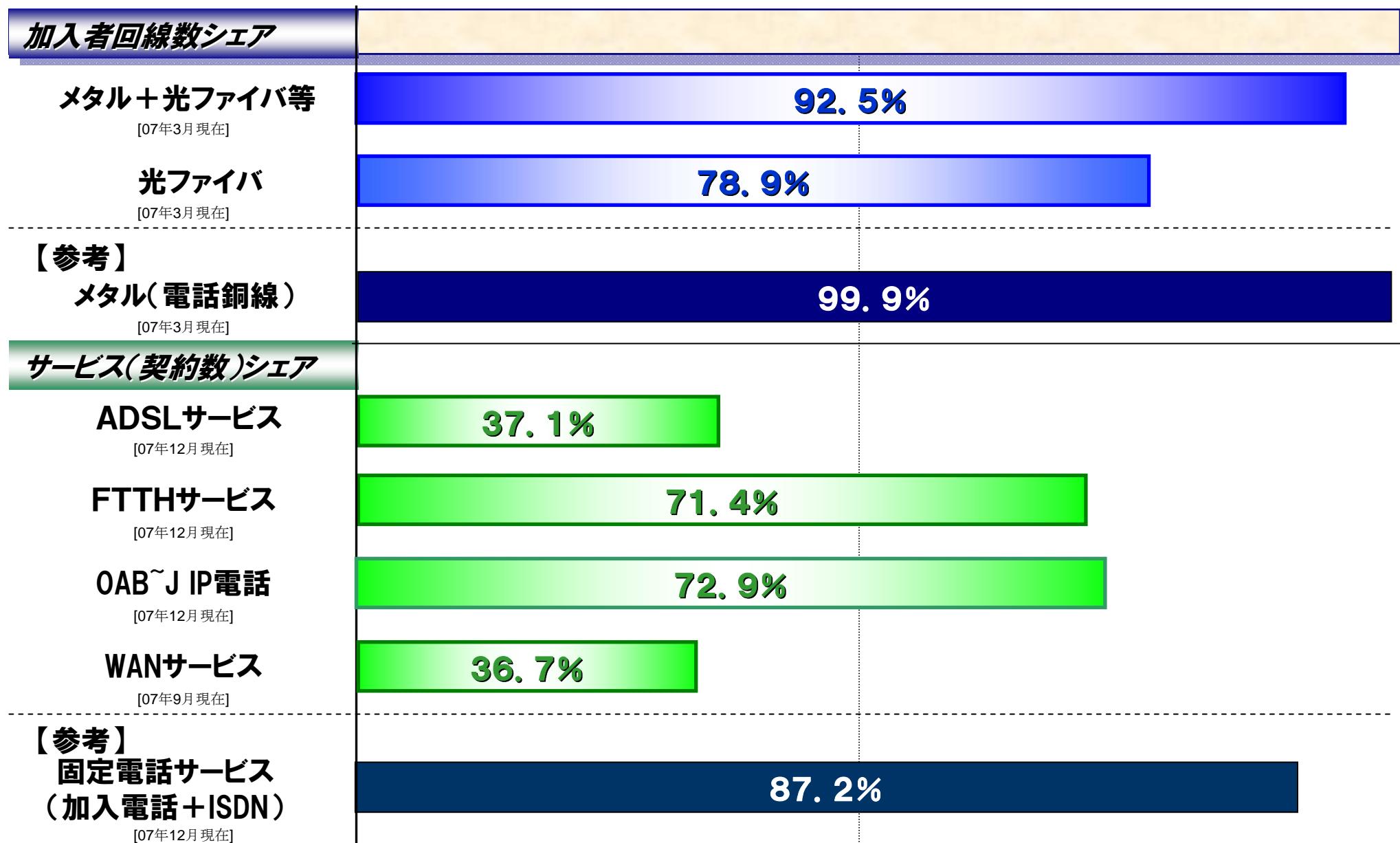


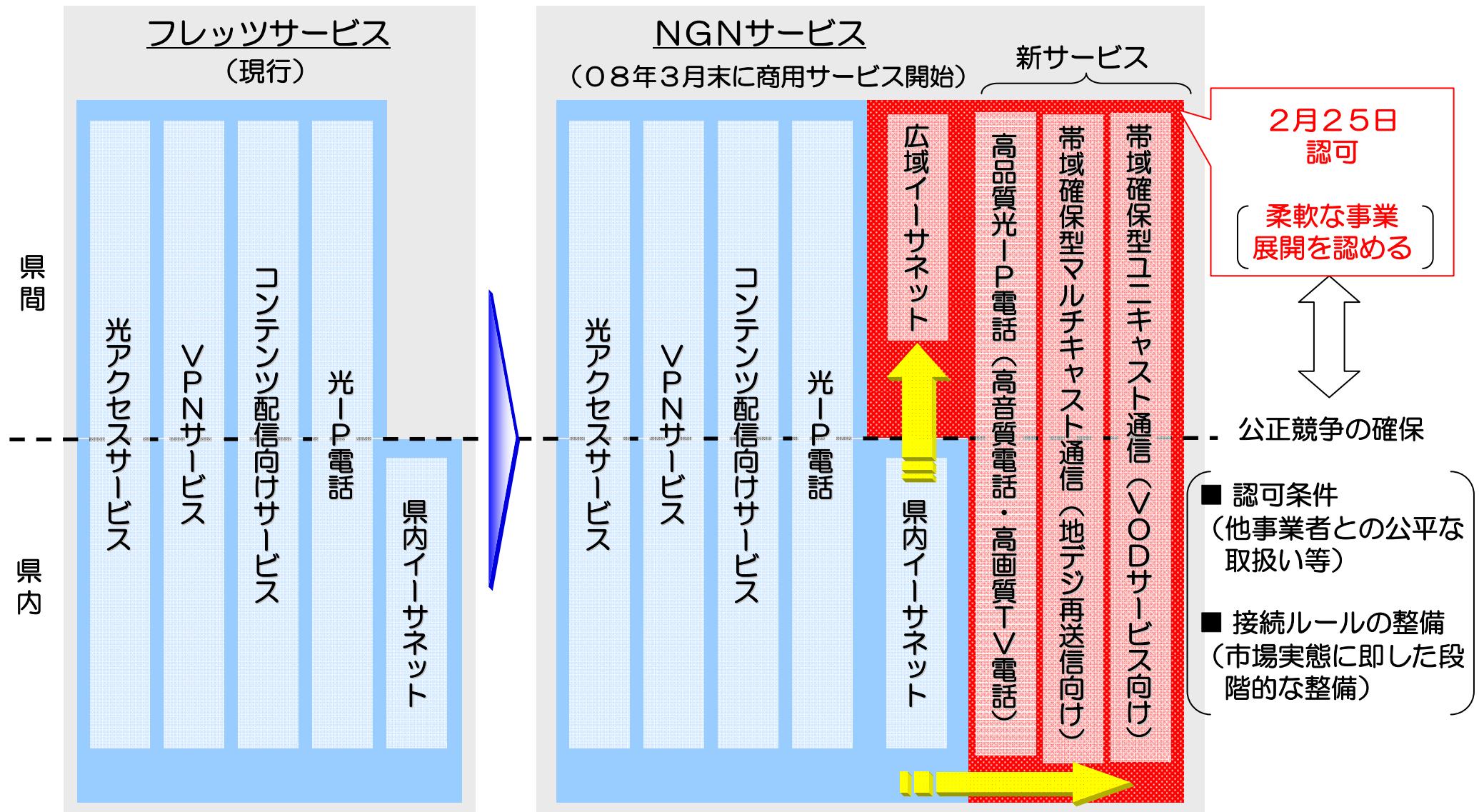
NTT東西の加入者回線数シェア及びサービスシェアの現状



(注) OAB~J IP電話については、電気通信番号の指定を受けている利用番号数の総数に占めるNTT東西のシェア。

[出典] 電気通信事業報告規則に基づき提出された回線数及び契約者数等を元に作成。

NTT東西のNGNサービスについて



注) イーサネット

: 企業の拠点間等の通信のために、専用ネットワークを構築するサービス。

VPN

: 企業の拠点間等の通信のために、IP通信網を利用して仮想的な専用ネットワークを構築するサービス。

ユニキャスト通信

: 映像・データを送信する1対1の通信サービス。

マルチキャスト通信 : 同じ映像・データを同時に送信する1対多の通信サービス。

NTT東西の活用業務認可(業務範囲拡大)について

○ NTT東西のNGNサービスに係る認可方針

(1) NTT法

平成13年の法改正により、NTT東日本・西日本は、地域電気通信業務等に加えて、一定の要件を満たせば、総務大臣の認可を受けて、地域電気通信業務等を営むために保有する設備・技術・職員を活用して行う業務(=活用業務)を営むことが可能となったもの。

※認可の要件

- ① 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

NTT東日本・西日本の
県間通信業務への進出

(2) 「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(活用業務認可ガイドライン)

NTT法の認可に係る行政手続の運用方針を明確化するもの。(平成13年12月策定、平成19年7月改正)

NTT東西の申請のとおり認可

【認可条件】

- ① NGNの技術的要件について、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとする。
- ② 加入電話の契約に関する得た情報を用いてNGNサービスの営業活動を行わない。※
- ③ 自己の関係会社とノットンジ事業者とのロジを公平に取り扱う。
- ④ IP電話サービスの間の番号ポータビリティの実現性を検討・報告する。
- ⑤ 県間伝送路について、オープンな利用や、公平・透明な調達手続を確保する。※
- ⑥ 東西間の技術的取決めが、他事業者との接続に支障を及ぼすかのどちらかを確認する。※
- ⑦ 技術的インターフェース等の共通化等について検討を行う。
- ⑧ 新たな県間のサービスを提供する場合には、改めて活用業務の認可申請を行う。※

以上の項目の公正競争確保のための条件を付した上で認可。

(※品の条件は、これまでの活用業務(ノットンジサービス)の他の認可条件と同じ)

■NGNの接続ルールは、電気通信事業法に基づき、ボトルネック設備を保有する事業者のネットワークのオープン化等について公正競争確保のためのルールとして整備するもの。07年10月から情報通信審議会に諮問・審議し、08年3月末に答申。

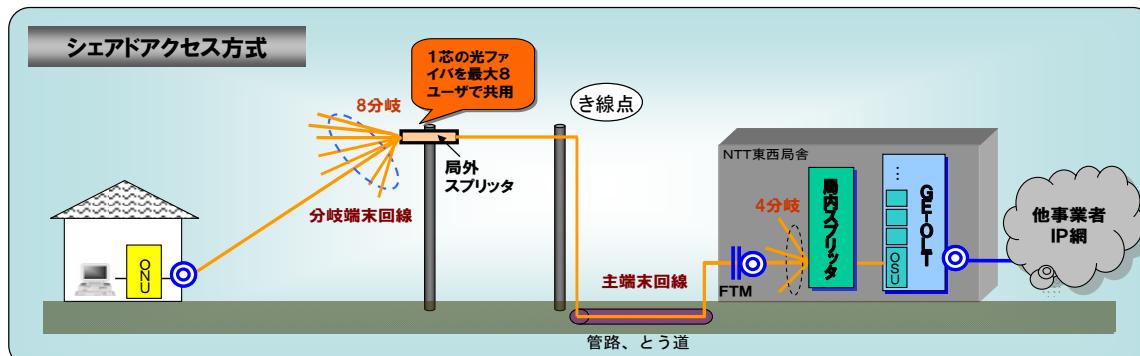
1. 接続ルールの対象範囲について

■NTT東西のサービスシェアは、増加傾向にあり、FTTHサービスで70%、OAB～JIP電話で75%を超える状況。
■このような状況を踏まえれば、多種多様な事業者が、NGN、ひかり電話網や地域IP網に接続してサービス提供することを可能とすることは利用者利便の向上等を図る観点から必要不可欠であるため、NGN等は、基本的な接続ルール(接続の条件、接続に関する技術的条件の開示等)の対象とする。

2. 接続料設定(アンバンドル)の範囲について

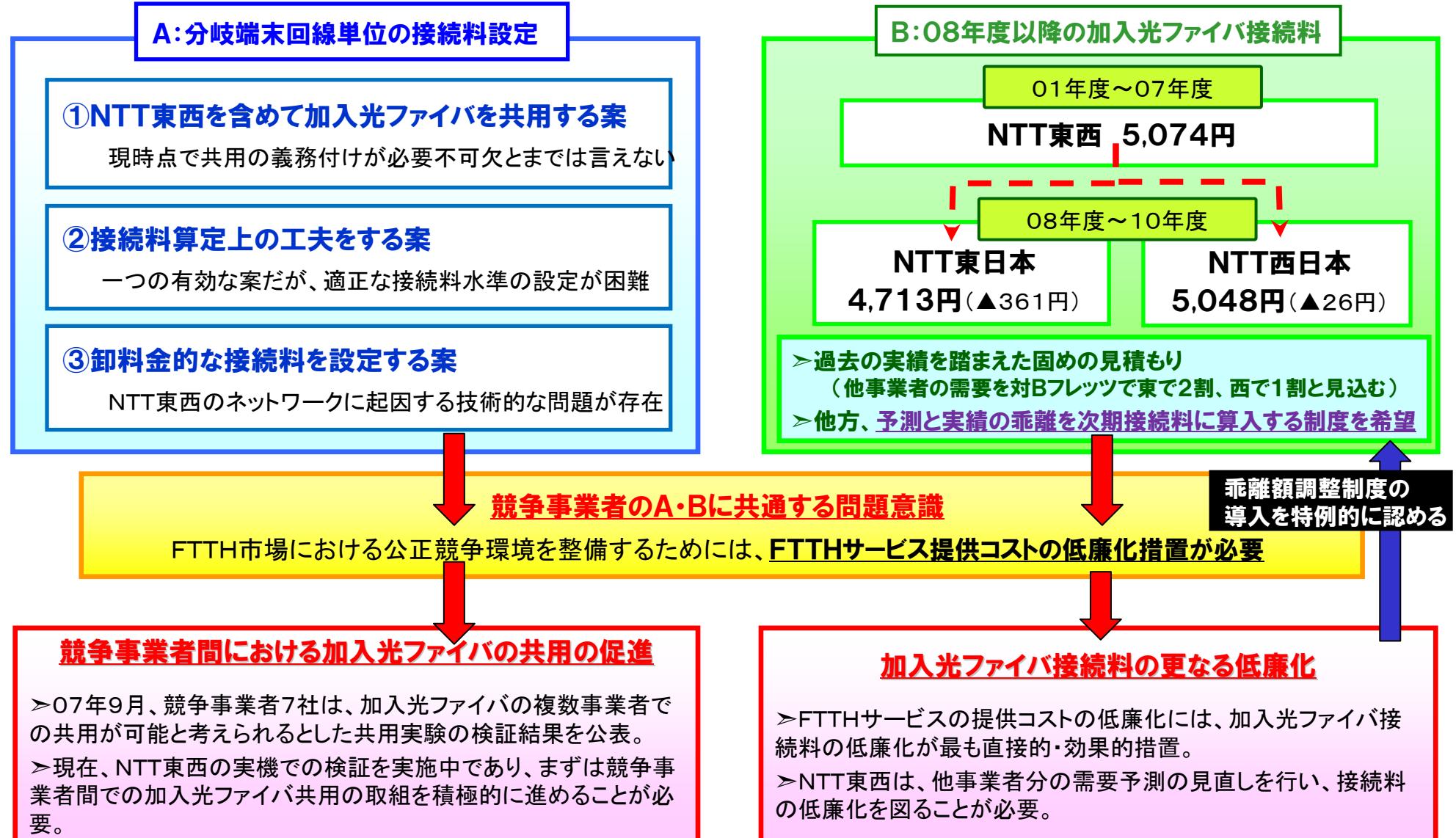
■既存サービスを提供するための機能(フレッツサービス等)については、従来と同様、大括りに接続料を設定。
■他方、NGN固有の新規の機能(帯域制御機能等)については、他事業者による具体的な利用形態等が明確でない段階では将来に現れるサービスの芽を事前に摘まないように抑制的に対応することが必要なため、接続料の設定は行わない。
■なお、接続料設定の要否は、07年度から運用を開始している競争セーフガード制度の検証対象に追加し、毎年度定期的に検証。

3. 加入光ファイバにおける分岐端末回線単位の接続料設定について



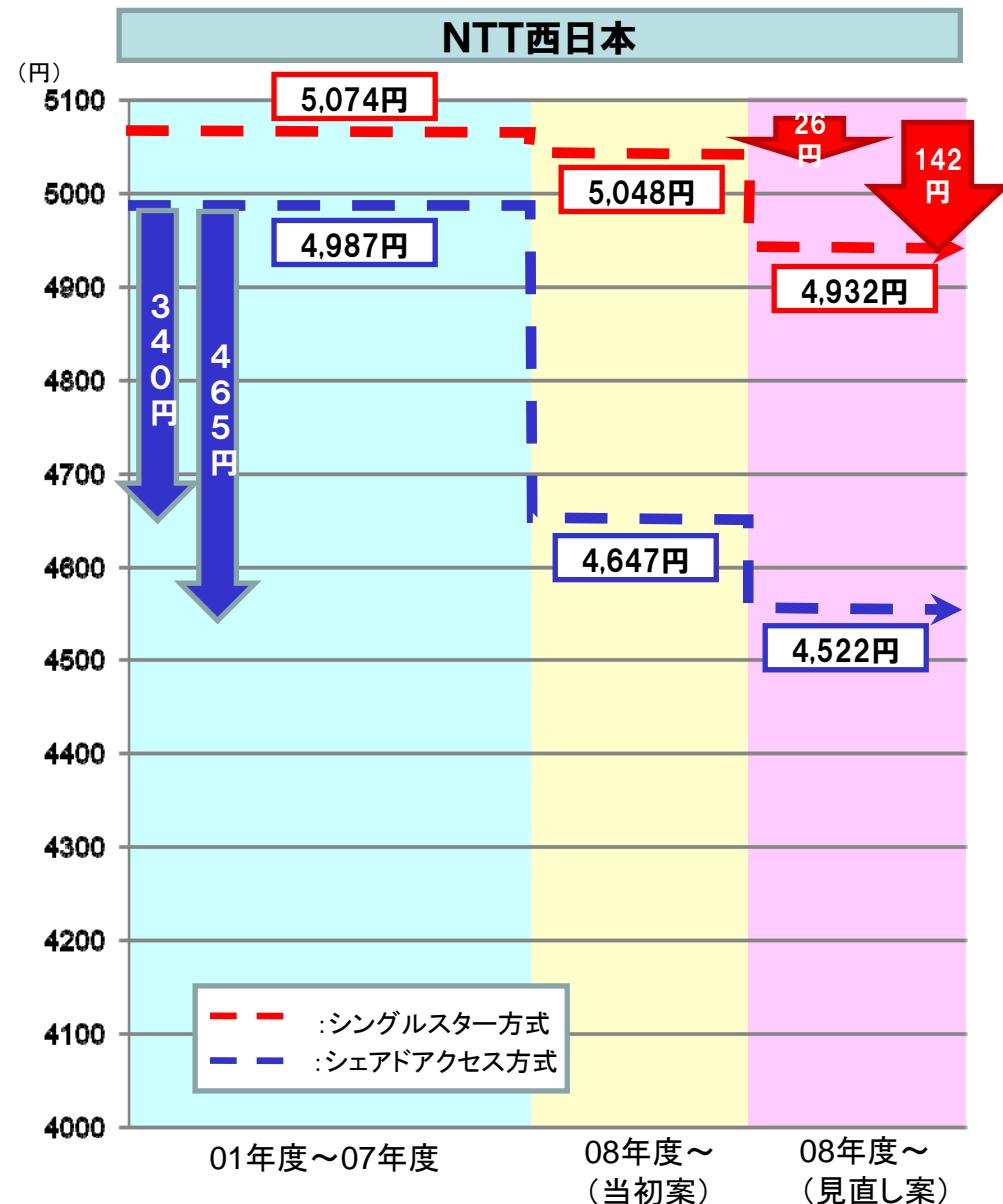
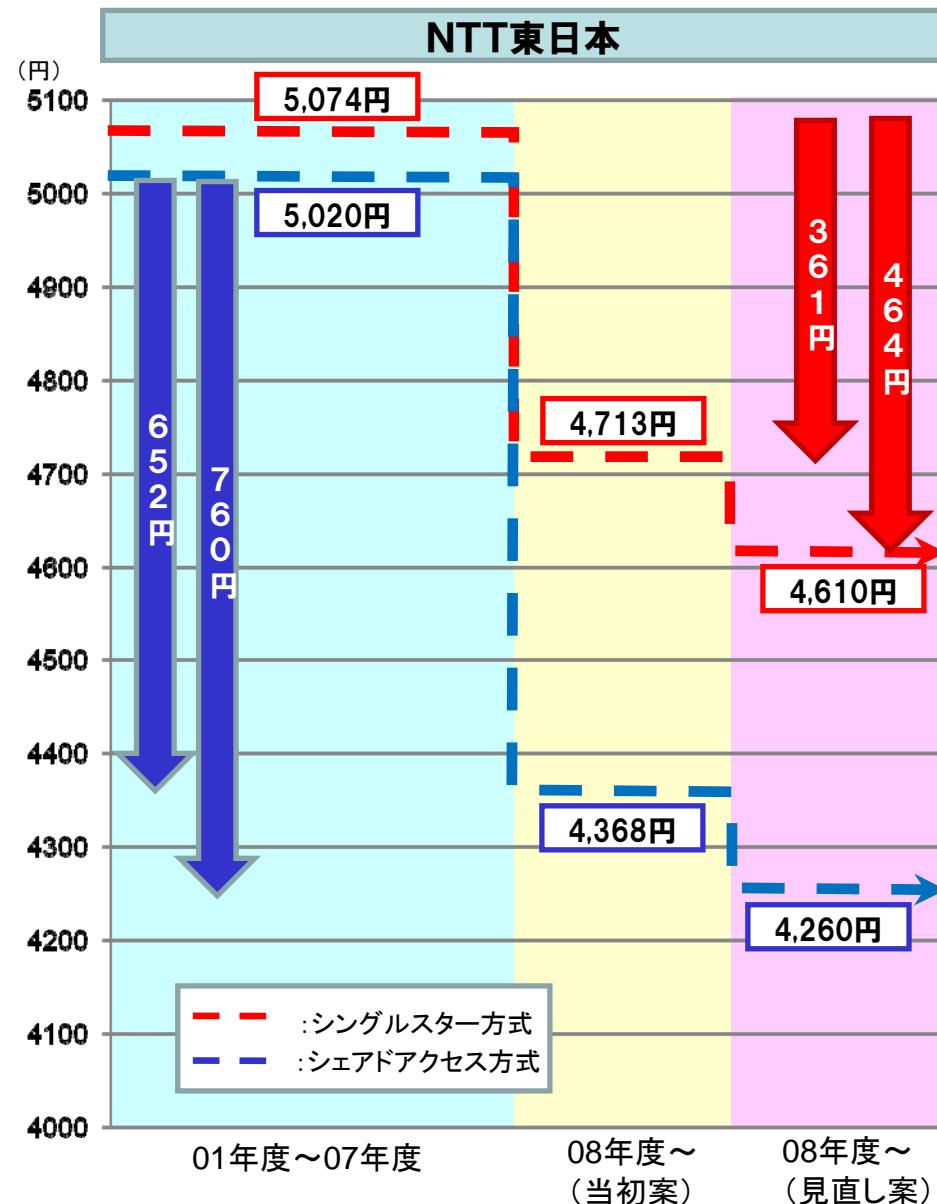
■「①NTT東西を含めて加入光ファイバを共用する案」、「②(加入光ファイバは共用せず)接続料算定上の工夫をする案」、「③卸料金的な接続料を設定する案」の3案を検討し、08年度以降の加入光ファイバ接続料の問題と併せて整理。

- ADSLからFTTHへの移行が進む中で、**FTTHサービスは、我が国に基幹的なブロードバンドアクセスサービス**となることが見込まれる。
- FTTH市場でのNTT東西のシェア**は増加傾向にあり、**07年9月末時点で既に70%を超え、新規契約数では約80%**を占める状況。



08年度以降の加入光ファイバ接続料の見直しについて

■NTT東西は、情報通信審議会答申(08年3月)等を踏まえ、競争事業者の利用芯線数の予測を上方修正して再算定した接続料の見直し案を認可申請(4/23)。現在、意見招請手続を実施中。



NTTの組織問題を巡る議論の経緯

82年7月 臨調答申

- 5年以内に中央会社(基幹回線部分を運営)と複数の地方会社(地方の電話サービス等を運営)に再編成することとし、当面、政府が株式を保有する特殊会社に移行。

85年4月 NTT民営化・競争原理の導入

- 民営化後5年以内にNTTの在り方を見直す旨を規定(NTT法附則第2条)。

90年3月 電気通信審議会答申

- ①長距離通信業務の分離、②市内通信会社の再編成は引き続き検討課題(当面1社)、③移動通信業務の分離を提言。

90年3月 いわゆる「政府措置」決定

- 事業部制の徹底、ネットワークのオープン性の確保、内部相互補助の防止等の他、移動体通信業務のNTTからの分離などの措置を決定。
- NTTの在り方については95年度に検討を行い、結論を得ることとされた。

96年2月 電気通信審議会答申

- NTTを長距離通信会社(完全民営化)と2社の地域通信会社に再編成する。

96年12月 NTT再編成方針

- NTTを持株会社の下、長距離通信会社と2社の地域通信会社に再編成する(3社とも持株の100%子会社)。

97年6月 NTT再編成法案成立・公布

NTT組織問題に係る検討スケジュール

14

通信放送の在り方に関する懇談会 (06年6月6日)

■通信関係法制の抜本的見直し

- >NTT東西のボトルネック設備の機能分離の徹底
- >現行法の枠内でNTT東西に対する業務範囲規制を段階的に緩和
- >事業規制の在り方の見直しや機能分離の徹底等により公正競争が実効ある形で確保されることを前提に、
 - NTT東西の業務範囲規制の撤廃
 - 持株会社の廃止・資本分離

通信放送の在り方に関する政府・与党合意 (06年6月20日)

■通信関連

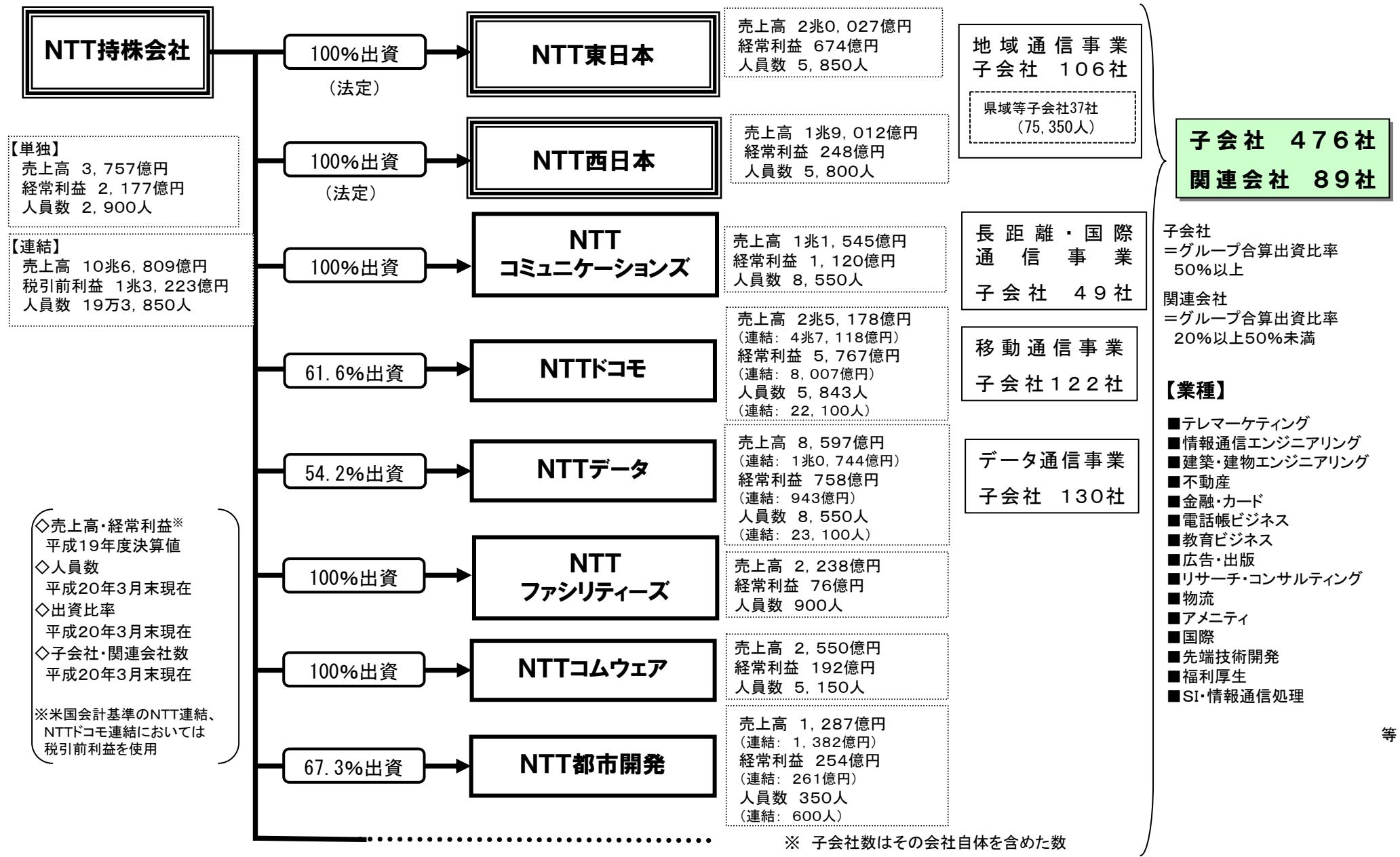
高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

骨太方針(経済財政運営と構造改革に関する基本方針) (06年7月7日閣議決定)

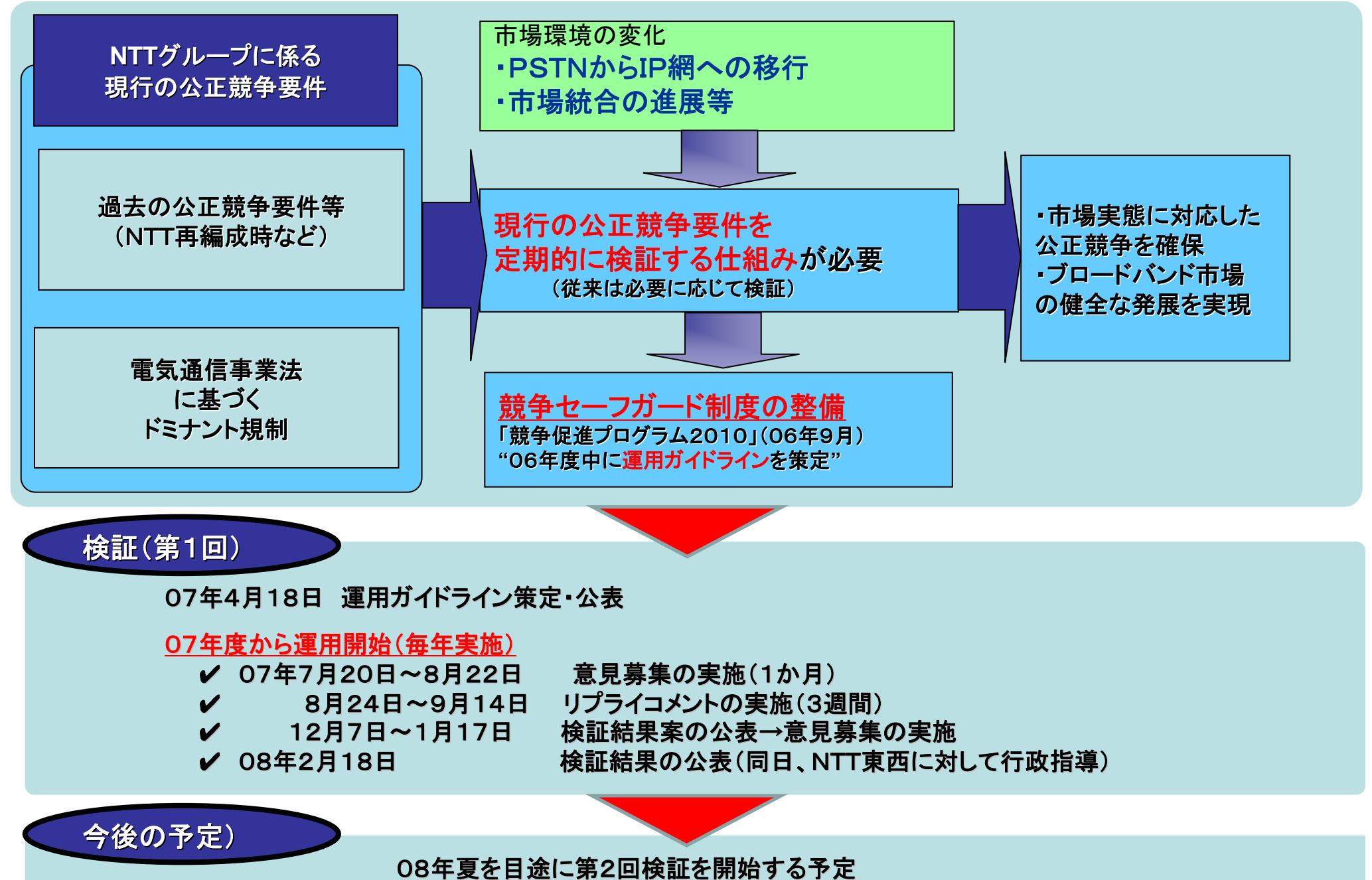
■世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

NTTグループの概要



競争セーフガード制度の概要



競争セーフガード制度に基づく検証結果(08年2月公表)

17

■指定電気通信設備に係る検証結果案(23項目を検証)

地域IP網、装置類(メディアコンバータ等)等に対する指定の要否



現在、情報通信審議会で「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」について審議中であり、その答申を踏まえ適切に対処

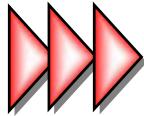
■禁止行為規制等に係る検証結果案(62項目を検証)

接続の業務に関して得た情報の自社FTTHサービス勧誘等への利用



情報の目的外利用の防止等について周知・徹底を改めて要請

NTT東西が作成するツールや県域等子会社(※)の営業活動におけるOCNの優先的な取扱いの懸念



NTT東西・県域等子会社の営業活動におけるOCNとその他のプロバイダーの取扱いについて実質的な同等性を確保するよう改めて要請

県域等子会社によるNTTドコモ商品の販売



NTT東西・NTTドコモのそれぞれからの受託業務に係る情報の目的外利用の防止等について県域等子会社への周知・徹底を図るよう改めて要請

県域等子会社の役員とNTT東西の役員等との兼務



NTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となっているおそれがあることから、公正競争確保上の問題が発生しないか引き続き注視(役員兼任の実態について報告)

NTT東西に対して要請

※ 県域等子会社…都道府県域ごとに設立されているNTT東西の100%子会社(NTT東21社、NTT西16社)。NTT東西から業務を受託して、NTT東西のサービスについて注文受付、設備工事、営業等を行っている。

「新競争促進プログラム2010」に基づく検討体制の枠組み

18

